

メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 n-cci@fsinet.or.jp までお知らせ下さい)
 CCI・・・Chamber of Commerce and Industry【会員様へいち早くお役立ちをお届けする情報紙です】

金融情報

経営改善貸付（マル経融資）
（利下げ・既存借入れの借換え等、別枠の支援策あり）

制度名	融資限度額	用途（返済期間）	利率等
経営改善貸付 （マル経融資）	2,000万円 別枠1,000万円	運転（7年以内） 設備（10年以内）	1.20% ※11/14現在 別枠：上記利率-0.5%（3年間）

マル経融資は、商工会議所の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して商工会議所会頭が推薦し、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。

【推薦要件】

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区（新津地域）内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下（宿泊業及び娯楽業は20人以下）、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

【別枠の新型コロナウイルス感染症対策について】

- ・上記推薦要件に加えて、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む）の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している又はこれと同様の状況にある方。債務負担が重くなっている方。
- ・据置期間の延長（運転5年以内、設備5年以内）が受けられます。



3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。
 （東・南部地区：近藤、北部地区：柳、西部地区：榎）
 この他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談下さい。

相談会 資金繰り円滑化相談会（毎月定例開催）

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に次の定例相談会を毎月開催しています。

- 新潟県信用保証協会定例相談会（原則毎月第1火曜日10:00～）
 - ・12月5日（火）
 - ・1月9日（火）
- 日本政策金融公庫定例相談会（原則毎月第2火曜日10:00～）
 - ・12月12日（火）
 - ・1月16日（火）

<当所経営指導員（近藤・柳・榎）までご予約をお願いいたします。>

お知らせ

令和6年 新春賀詞交換会参加者募集！

恒例の新春賀詞交換会を会員同士の親睦を図る目的で開催いたします。

1. 日 時 令和6年1月5日（金）18:00～20:00
 - ・主催者、来賓挨拶
 - ・パーティー
2. 会 場 割烹一楽（秋葉区新津本町2-7-10）
3. 定 員 会員120名（着座形式）
4. 会 費 5,000円（税込み）
5. 申込締切 12月22日（金）又は定員になり次第



参加をご希望の方は、CCIEXPRESS同封の案内文によりお申し込み下さい。

補助金情報

<小規模事業者持続化補助金のお知らせ>

補助対象者：常時使用する従業員数が「商業・サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）」の場合5人以下、それ以外の業種の場合20人以下である事業者

対象事業：小規模事業者が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で行う販路開拓や生産性向上のための取り組みであること。

対象経費：機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、外注費など
 <活用例> 飲食事業者が、新商品開発時に使用する機械機などの導入。個室形式への店舗リニューアル。Webサイトの開発。

受付締切日：第14回締切 2023年12月12日（火）
 （支援機関確認書の作成依頼は12月5日までにお願いします。）

補助上限額：通常枠50万円（補助率2/3） ※特別枠は上限200万
 ※インボイス特例枠は上記補助上限額に+50万円

申請の手続き：電子申請または郵送により提出。（持参は不可）
 電子申請に際しては、Jグランツ（補助金申請システム）の利用となり、GビズIDプライムアカウント jGrants(ID取得) 持続化補助金HPの取得が必要です。
 なお、応募を検討される方は、持続化補助金HPの「申請要領」を必ずご確認ください。



※本補助金は、給付金ではありません。経営計画書等の審査があり、不採択になる場合があります。また、申請には商工会議所が作成する「事業支援計画書」の交付が必要となります。

<問い合わせ先：新津商工会議所経営指導員（近藤・柳・榎）まで>

相談会

年末調整個別相談会のご案内 【事前にご予約をお願い致します。】

- 日 時：令和6年1月9日(火)・10日(水)
 9：00～12：00 / 13：00～16：00 ※予約は30分単位
 会 場：新津商工会議所3F
 対 象：新津地域で個人事業を営む方 ※税理士関与の方はご遠慮下さい。
 持ち物：①年末調整の書類一式(税務署より郵送済み)
 ②令和5年分所得税源泉徴収簿(ご記入の上、ご持参ください)
 ③生命保険料・地震保険料・社会保険(国民年金・介護保険・国民健康保険等)の各控除証明書又は払込金額の確認できるもの
 ④給与支払者及び給与受給者の各マイナンバーの番号
 ⑤扶養親族や控除対象配偶者等の氏名、生年月日、マイナンバーの番号

※三密を回避するために、30分ごとの予約制にさせていただきます。
 ご理解とご協力の程よろしくお願い致します。



共 済

～小規模企業の経営者の皆様へ～

退職後のゆとりある生活のために 小規模企業共済

小規模企業共済制度とは個人事業主が廃業した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、それまで積み立ててこられた掛金に応じた共済金をお受け取りになれる共済制度です。



【税制面で大きなメリット】

- 掛金は、全額所得控除
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。
- 共済金は、退職所得扱いまたは公的年金等の雑所得扱い
掛金は月額1,000円～70,000円まで、500円刻みで自由に選べ、加入後増額減額ができます。

お知らせ

厚生労働省からののお知らせ ～年収の壁・支援強化パッケージについて～

パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、
 厚生年金・健康保険に加入するため、
 保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、
 国民年金・国民健康保険に加入するため、
 保険料負担を避け、就業調整してしまう。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、
 厚生年金や健康保険の加入に併せて、
手取り収入を減らさない取組(※)
 を実施する企業に対し、
労働者1人当たり最大50万円
の支援をします。

(※) ・社会保険適用促進手当を支給
 (社会保険料の算定対象外)
 ・賃上げによる基本給の増額
 ・所定労働時間の延長

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、
 繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、
収入が一時的に上がったとし
ても、事業主がその旨を証明
 することで、
引き続き被扶養者認定が可能
となる仕組みを作ります。

年収の壁

厚生年金保険及び健康保険においては会社員の配偶者等で一定の収入がない方は、被扶養者(第3号被保険者)として、社会保険料の負担が発生しません。このような方の収入が増加して一定の収入を超えると社会保険料の負担が発生し、その分手取り収入が減少するため、これを回避する目的で就業調整する方がおられます。その収入基準(年収換算で従業員数100人超の企業において週20時間以上で勤務する場合は106万円、それ以外は130万円)がいわゆる「年収の壁」と呼ばれています。
 なお、令和6年10月から従業員数は従業員50人超企業となります。

【お問い合わせ先】

年収の壁突破・総合相談窓口 TEL:0120-030-045

https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html



お知らせ

CCIEX送付方法等の変更手続きについて

CCIEXPRESSの電子メール又はFAXへの送付方法の変更につきましては、随時、右記のフォーム(QRコード)より受け付けております。また、電子メールアドレスやFAX番号等の変更の際にも手続きいただけます。

<https://forms.gle/m8HgVYqMNT1MXfcm6> →

